

【別表 2】

令和 3 年度 群馬県立渋川工業高等学校いじめ対応マニュアル

1 共通認識事項

- ・ 日頃から教職員間の情報共有を密に行うとともに、特定の教職員のみで対応せず、組織として、いじめ対策委員会が対応する。
- ・ いじめを受けた生徒やその保護者の心情に寄り添うとともに、いじめを行った生徒の成長を支援する観点を持ち、保護者と連携して指導・支援に当たる。
- ・ 必要に応じて、県教育委員会、スクールカウンセラー及び関係機関等と連携して指導・支援に当たる。

2 いじめ又はいじめの兆候等を把握した際の対応（枠下の記載は留意事項）

① 教職員が、いじめ又はいじめの兆候を把握する。

- ・ 生徒の言葉に耳を傾け、その気持ちを敏感に感じ取ろうという姿勢を持つ。
- ・ 生徒等からの訴え、アンケート調査、生徒観察、面談等から、積極的にいじめやいじめの兆候等を把握するよう努める。

② 把握した教職員は、速やかに、いじめ対策委員会へ報告する。

- ・ 放課後や週休日等であっても、管理職や生徒指導主事等へ報告する。

③ いじめ対策委員会は、速やかに、関係生徒への聞き取り等、事実関係を明らかにするための調査を行うとともに、関係生徒の保護者等へ連絡する。

- ・ 調査の結果、事案が犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合や、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあると認められる場合は、所轄警察署へ相談・通報する。
- ・ 「いじめ防止対策推進法」第 28 条に規定する重大事態に該当する又は該当する疑いがある場合は、速やかに、県教育委員会担当課へ報告する。
- ・ 保護者の理解や納得を得た上で調査等を行うよう努める。

④ 学校いじめ対策組織は、調査結果に基づき、関係生徒等への指導・支援等に係る方針を決定する。

- ・ 生徒の特性等を十分に踏まえた適切な方針となるよう努める。
- ・ 必要に応じて、スクールカウンセラーや医療機関等と連携して対応する。
- ・ SNS 等が介在する事案等については、全校生徒への指導についても検討する。

⑤ いじめ対策委員会は、関係生徒及びその保護者等へ、調査結果及び指導・支援等に係る方針を説明する。

- ・ 関係生徒・保護者へ丁寧な説明を行い、学校と家庭が連携して指導・支援に当たれるよう努める。

⑥ いじめ対策委員会は、決定した方針に基づき、関係生徒への指導・支援を行う。

- ・ いじめを受けた生徒への心のケアやいじめを行った生徒の成長の支援等の観点から、十分な教育的配慮を行う。
- ・ 特に配慮が必要な生徒については、保護者との連携の下、生徒の特性を踏まえた適切な支援を行う。

⑦ いじめ対策委員会は、関係生徒の保護者等へ、適宜、指導・支援の状況や経過等について説明する。

- ・ 保護者の理解を得て、学校と家庭が連携して指導・支援に当たれるよう努める。

⑧ いじめ対策委員会は、いじめに係る行為が止んでいる状態が 3 ヶ月以上継続し、かついじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていない場合は、事案が解消されたものと判断する。

- ・ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているか否かについては、いじめを受けた生徒及びその保護者へ確認した上で判断する。
- ・ 終了後も、引き続き関係生徒を注意深く見守るとともに、定期的に、学校生活の様子等を保護者に連絡する。